

第4期田村市地球温暖化対策実行計画【区域施策編・事務事業編】（案）パブリックコメントへの回答及び対応

章	ページ	意見欄	回答及び対応
第1章	2	<p>「産業革命以降、エネルギー源として石炭や石油などを大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。」</p> <p>「産業革命以降、エネルギー源として石炭や石油などを大量に使用するようになったため、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。」</p> <p>↑ように書き直した方が良いと思います。</p>	ご指摘のとおり修正いたします。
第1章	3	<p>「平成27(2015)年12月には、一」</p> <p>「平成27(2015)年12月に、一」</p> <p>細かいかもしれませんが、↑の方が適切かと思いました。</p>	ご指摘のとおり修正いたします。
第1章	3	<p>「温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は車の両輪として取り組むべきであり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。」</p> <p>「温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は車の両輪として取り組むべき課題であると考え、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。」</p> <p>↑のように書き直した方が良いと思います。</p>	ご指摘のとおり修正いたします。
第1章	3	<p>「SDGsは、気候変動や経済、貧困教育など社会が抱える問題を解決し、世界全体で令和12(2030)年を目指して明るい未来を作るための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)で構成された国際社会共通の目標です。」</p> <p>「SDGsは、気候変動や経済、貧困、教育など社会が抱える問題を解決し、令和12(2030)年までに実現を目指して、世界全体で明るい未来を作るための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)で構成された国際社会共通の目標です。」</p> <p>↑ように書き直した方が良いと思います。</p>	ご指摘のとおり修正いたします。
第1章	3	<p>(2) 地球温暖化対策を巡る国内の動向</p> <p>併せて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)を改正し、その第21条では、地方公共団体が地球温暖化対策に関する計画を策定することを定めています。「地球温暖化対策推進法」では、地方公共団体自らの事務事業から発生する温室効果ガスの排出抑制等の取組を定めた「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の策定が定められていることに加え、地方公共団体の自然的社会的条件に応じて、区域全体での温室効果ガスの排出抑制などを行うための施策に関する事項を定め、住民・事業者・地方公共団体の地域が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいくための計画「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定することが求められています。</p> <p>また、平成30(2018)年6月には、「気候変動適応法」が公布されました。温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は車の両輪として取り組むべきであり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。</p> <p>↓</p>	ご意見のとおり追記いたします。

		ここまでで終わってしまっていますが、令和3(2021)年「地球温暖化対策推進法」の改正、「地域脱炭素ロードマップ」(同年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定)、「地球温暖化対策計画」(同年10月22日閣議決定)についての記載はありません。この「地球温暖化対策計画」に掲げられている削減目標は、17ページに記載されていますので、言及した方がよろしいのではないのでしょうか。	
第1章	4	本計画と特に関わりの深いSDGsのゴールを以下に示します。 【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】すべての人が利用可能な、信頼性が高く持続可能な「現代エネルギー」の確保。 ↓ 「現代エネルギー」というよりは、「現代的エネルギー」という訳語が多いと思います。また「近代的エネルギー」というものもあります。	ご意見のとおり「現代的エネルギー」に修正いたします。
第2章	5	「(1)福島県の地球温暖化対策」 ・平成25(2013)年3月に「地球温暖化対策推進計画」を改定し、「福島議定書事業」等の取組が進められてきました。 ・平成2(2017)年3月に「地球温暖化対策推進計画」の再度見直しが行われ、更なる地球温暖化対策に取り組んでいます。 ↓ ここまでで終わってしまっていますが、以下の事項について記載が足りないのではないのでしょうか。 令和3(2021)年2月に、知事が2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言。同年12月に策定した「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」に基づいて、令和4(2022)年3月に行動計画「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」を公表。 平成20(2008)年からの「福島議定書」事業を令和4(2022)年度に「ふくしまゼロカーボン宣言」事業に組み替えた。	ご意見のとおり追記いたします。
第2章	8	図表3の説明において、『第三次産業の就業人口の増加』と『第二次産業の減少』が羅列されているのが気になった。減少している第一産業と第二次産業同士を並べて書いた方が読みやすいと感じた	ご意見をいただいた点を含め修正いたします。
第2章	9	「4. ごみ」では「家庭ごみ処理状況」しか取り上げられていません。「家庭系ごみ」(家庭系一般廃棄物)以外にも「事業系ごみ」(事業系一般廃棄物)、特別管理一般廃棄物、さらには産業廃棄物がありますが、「4. ごみ」で扱っているのが「家庭ごみ」だけでよろしいのでしょうか。現在、廃プラスチック類の削減も、焼却処分に伴うCO2排出削減のためには重要な課題となるのではないのでしょうか。	ご意見のとおりCO2排出量削減には、家庭ごみ以外の削減も重要な課題であることから、今後削減に向けた検討を進めてまいります。
第2章	10	「5. 省エネルギーの取組」ではこれまで田村市の取り組みをもう少し詳しく書かれた方が、これまで何をやってきて、何がやれてなかったかが明確になるので、今後との取組を考える上で重要かと思われます。	ご意見のとおり田村市の取組を追記いたします。
第2章	14	「将来推計とは、削減対策を実施しなかった場合(現状すう勢ケース)の温室効果ガス排出量推計するものです。 ↓ ここは、現状すう勢ケースとあるので、「削減対策を実施しなかった場合」というよりも「追加の削減対策を実施しなかった場合」として、これまで実施してきた削減対策はそのまま実施した上での推計とした方が正確ではないのでしょうか。	ご意見のとおり「追加の削減対策を実施しなかった場合」に修正いたします。

第2章	14-15	また、田村市全体における温室効果ガス排出量の最新データは、「令和元(2019)年度現在」とされています。事務事業に起因する温室効果ガス排出量の最新データは「令和3(2021)年度現在」とありますが、田村市全体における温室効果ガス排出量は「令和3(2021)年度現在」が得られないのでしょうか。	環境省「CO <sub>2</sub> 排出量の傾向把握」から引用しており、令和元(2019)年度現在が最新のものとなっております。
第3章	15	2017年度からの5年間で10%削減を目標としていたにも関わらず、逆に8.6%も増加してしまった原因を詳しく知りたい。原因を明確にしなければ、18ページの今後の目標を達成することは難しいのではないかと。	ご指摘の原因として、冬季間の電気使用量の増加が大きな要因となっております。節電等を図りながら、目標達成に努めてまいります。
第4章	17	現状すう勢ケースではなく目標値を到達するために、「再生可能エネルギーの導入支援など」と書かれてあるが、現時点で予算などの目途は立っているのだろうか。	導入支援について、再生可能エネルギーの導入支援策を検討し、予算確保に努めるとともに、国や県で実施している事業の周知等を図り支援してまいります。
第4章	17	田村市全体における温室効果ガス排出量は、基準年である平成25(2013)年度では、295千t-CO <sub>2</sub> でしたが、令和元(2019)年度現在では、279千t-CO <sub>2</sub> となっており、すでに基準年より5%(16千t-CO <sub>2</sub> )の温室効果ガスの削減を達成しております。 ↓ 「図表 温室効果ガス排出量削減の目標(区域施策編)」では、2030年度までの46%削減トレンドを示した青色の矢印が示されていますが、その線の上に出ているというのは、このままでは2030年度までの46%削減を達成するペースに遅れているというイメージを与えます。もしそう読んでよいなら、本文は「すでに基準年より5%の温室効果ガスの削減を達成している」という肯定的な表現よりも、「まだ5%しか達成できていない」と書いた方がよいのではないのでしょうか。	ご意見のとおり現状すう勢が削減トレンドの線の上に出ており、46%達成に遅れているというイメージを与えることから、図示を修正いたします。
第4章	17	また、本市の温室効果ガス排出量の将来推計では、何も対策を講じない現状すう勢ケースでの減少が見込まれていますが、適切に取組を実施しなければ増加に転じる可能性も否めません。 ↓ 前述しましたように、「何も対策を講じない現状すう勢ケース」は「追加的な対策を講じない現状すう勢ケース」ではないのでしょうか。	ご意見のとおり修正いたします。
第5章	19	質問です。 低炭素型まちづくりの中心都市、交通地点はどこを想定していますか。	田村市地域公共交通計画(令和4年(2022)4月)において、中心拠点を「船引駅」地域、地域拠点を「菅谷駅」「神俣駅」「大越駅」「磐城常葉駅」「要田駅」としてあります。
第5章	21	将来像の「ワクワクがとまらない」とは、どのような具体策に対してのことを指しているのだろうか。	ご指摘の将来像は、第2次田村市総合計画の将来像となっており、個別の具体策を指すものではありません。
第5章	22	田村市住宅用新エネルギー設備等設置補助制度 ↓ 田村市ホームページの用語に合わせて、「田村市住宅用新エネルギー設備等設置費補助制度」と「費」を補った方がよくないのでしょうか。	ご意見のとおり修正いたします。
		・略語の表記 BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム) BDF(バイオディーゼル燃料)	・略語の表記について、特段のルールはござ

第5章	23	<p>HEMS(ホーム エネルギー マネジメント システム)</p> <p>→これらの略語は巻末の用語集に説明がありますが、本文中にも略語に正式名称を添えた方がわかりやすいと思います。あるいは巻末の用語集を参照するように注を付けると本文を読みながら巻末の用語集を参照してもらえらると思います。しかしながら行政の文書のルールがこのようなものであれば、このままで仕方ないと思います。</p> <p>・「低炭素型車社会づくり」</p> <p>→公共交通利用者数(路線バス)を掲げているが、車社会の田村市としては現実的ではないと思われます。定置式水素ステーション整備基数の増加など、水素自動車の普及を推進するなどの考えを導入された方がよろしいかと思われます。</p>	<p>いません。より読みやすい計画となるよう検討してまいります。</p> <p>・「低炭素型車社会づくり」について、田村市地域公共交通計画(令和4(2022)年策定)と整合を取った目標としております。ご意見をいただいた水素同社の普及の推進等を検討してまいります。</p>
第5章	24	<p>体験・学習場の創出の対象年齢は学生だけでなく、中～高齢者を視野に入れる必要があると思う。私の祖母は温暖化がなにによって引き起こされているか知らなかったため、化学知識が不十分な世代に環境保全の必需性を認知してもらうことは重要だと感じる。</p>	<p>ご意見のとおり、体験・学習の場の創出については、幅広い年齢層に対して実施する必要があります。効果的な実施方法を検討してまいります。</p>
第5章	24	<p>基本目標5の多様な人々が取り組む環境づくりに関して、現在ではなく、8年後の目標として、情報交換の場や体験・学習会の回数を1回設けるとするのは、市民に環境について学んでもらうための十分な数なのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、情報交換の場の情勢及び体験・学習の場の創出について、年1回の開催を目標とし、地球温暖化対策の普及・啓発を図っていきます。</p>
第5章	25	<p>市民の行動指針の項目に「ゴミの排出量削減への意識付けと分別に努める」のようなゴミ問題のことを書いても良いと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、市民の行動指針に「ごみの分別、排出量削減に努める」旨追記いたします。</p>
	P11～以降	<p>図表番号がないのであるといい思う。</p>	<p>ご指摘のとおり図表番号を追記しました。</p>
		<p>・コージェネレーション(熱電併給)システム、高効率発電型GHPガスヒートポンプ)などの推進にも言及されていくといいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、コージェネレーション(熱電併給)システム、高効率発電型GHPガスヒートポンプ)等の推進も検討してまいります。</p>
		<p>・福島県環境共生課が実施する「ふくしまゼロカーボン宣言」事業に参加したり、「みんなでエコチャレンジ」に協力する事業所が増えるための啓発活動を行い、福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金を得て、事業所が温室効果ガスの排出削減を進めていけるようにしたらどうでしょうか。</p>	<p>今後も各種施策の周知を図り、事業所が温室効果ガスの排出削減を行えるよう努めていきます。</p>
		<p>・福島新エネ社会構想が掲げている「水素社会実現のモデル構築」に関しては言及がありませんでした。FCV(燃料電池自動車)の普及や、定置式水素ステーション整備や、水素発電の推進といった水素社会の構築についても検討をしていくとよいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、水素社会の構築についても検討してまいります。</p>
		<p>・「地域脱炭素ロードマップ」と「地球温暖化対策計画」では100か所の「脱炭素先行地域」を選定することが掲げられています。第1回脱炭素先行地域選定では26件が選定されています。脱炭素先行地域として、2030年度までに民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロを実現するとともに、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、日本全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域として、田村市もぜひ選定していただくことを目指したらどうでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、田村市においても「脱炭素先行地域」の応募を検討してまいります。</p>

	<p>・地球温暖化対策推進法を受けて、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年CO<sub>2</sub>実質排出量ゼロに取り組むことを表明する地方公共団体が増えていて、2022年7月29日時点で、758自治体（42都道府県、445市、20特別区、213町、38村）が「2050年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」いわゆる「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。ぜひ田村市でも後れを取ることなく、自治体としてこのような施策を主導されていって欲しいと考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、田村市においても「ゼロカーボンシティ宣言」を検討してまいります。</p>
--	--	---